令和6年度公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 新入生用斡旋ノートパソコン販売委託事業に係る 提案募集実施要領

1 趣 旨

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学(以下「本学」という。)新入生用斡旋 ノートパソコン販売委託事業者選定に当たり、価格や製品の性能、ノートパソコンの障害 等に対する支援体制などを総合的に評価し、本学の求める事業内容に最も合致した事業者 を選定するため、提案を下記の通り募集します。

この要領は、本学の新入生用斡旋ノートパソコン販売委託事業に係る提案募集に関して、 参加資格のある者が企画提案を行うために必要な事項を定めます。

2 事業概要

(1) 事業名

令和6年度公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学新入生用斡旋ノートパソコン販売委託事業

(2) 事業内容

別紙「令和6年度公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学新入生用斡旋ノートパソコン販売委託事業に係る提案募集仕様書」のとおり

3 スケジュール

項目
実施要領等の公表
参加表明書受付期間
質問受付期間
参加資格審査の結果通知
提案書受付期間
プレゼンテーション審査
選定結果通知
契約(予定)
販売開始

4 参加資格

本件提案募集に参加する資格を有する者は、委託業務を適格に遂行するに足りる能力を有し、以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 本業務と同様の業務について一定の納入実績があり、業務実績書を提出できること。
- (2)公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和4・5年度において、山陽小野田市競争入札参加資格者として、物品の調達等の登録種目「03-03 電気通信機器類・パソコン・ネットワーク機器」に登録している者、又はこれに準じる者であると本学が認める者。
- (4)入札公告の日から開札日までの期間に、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科 大学の指名停止措置又は山陽小野田市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取 り消しを受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある者でないこ と。

5 参加表明書の提出

- (1)提出書類
 - ① 入札参加資格確認申請書(様式1)
 - ② 業務実績書(様式2)
- (2) 提出方法 持参又は書留による郵送
- (3)提出期日 令和5年11月17日(金)午後5時必着
- (4) 提出 先 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学学術情報システム課 〒756-0884 山陽小野田市大学通一丁目1番1号

6 参加資格審査の結果通知

参加申込書受付終了後、本募集の参加資格の有無及び提出書類の審査を行い、その 結果を令和5年11月27日(月)に通知します。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問提出方法

本実施要領及び仕様書に関する質問は、学術情報システム課

(jyouhou@admin. socu. ac. jp) に電子メールで送付してください。(様式任意)

(2) 質問受付期限

令和5年11月17日(金)午後5時まで

(3) 質問回答方法

質問受付期間に適宜、参加者全員に電子メールで回答します(随時)。

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類(規格: A4 版両面印刷)
 - ① 提案書(様式任意):1参加者につき4機種まで提案可能
 - ② 要求事項回答書(様式3)
 - ③ 参考見積書(様式任意:消費税及び地方消費税を含む金額を提示する事)
 - ④ カタログ等参考資料 (様式任意)
- (2) 提出方法 持参又は書留による郵送
- (3)提出期日 令和5年12月5日(火)午後5時必着

- (4)提出先 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学学術情報システム課 〒756-0884 山陽小野田市大学通一丁目1番1号
- (5) 提出部数 8部(正本1部、副本7部)

9 プレゼンテーション審査

- ① 日時 令和5年12月7日(木)
- ② 実施場所 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学
- ③ 持ち時間 説明30分、質疑応答10分、計40分以内とします。
- ④ 出席者 3人以内とします。
- ⑤ その他 プレゼンテーション用機材は参加者で用意ください。 ただし、スクリーン、液晶プロジェクタ及び電源は 本法人で準備します。

10 選定方法

本提案募集に参加する者から本要項等に基づき提出された提案書等の書類及びプレゼンテーションによる提案内容を、新入生斡旋ノートパソコン選定会議のメンバーにおいて審査し、委託業者を選定します。

11 契約に関すること

(1) 契約の締結

審査を経て決定された業者と交渉の上、随意契約を行います。なお、決定された業者が指名停止等の措置要件に該当することとなった場合、及び契約交渉の結果合意に至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがあります。この場合、選定結果により次点となった者と契約の交渉を行います。

(2) 契約締結に係る委託内容

決定業者から本提案募集において示された企画提案書及び参考見積書の内容を基本とします。

(3) 契約金額

決定業者から本提案募集において示された参考見積書の金額(消費税及び地方消費税を含む)を基本とします。

12 その他

- (1) 本提案募集の参加に必要な経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は失格となります。
 - ① 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ② 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - ③ その他、新入生斡旋ノートパソコン選定会議において不適当と認められた場合
- (3) 選定結果についての異議申立ては受け付けません。

13 担当課・問い合わせ先

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 学術情報システム課

〒756-0884 山陽小野田市大学通一丁目1番1号

Tel: 0836-88-4509 (直) Fax: 0836-88-4554

E-mail: jyouhou@admin.socu.ac.jp

担当:八鍬、山本